

記入例

令和3年寄附分 市町村民税 道府県民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書

第五十五号の五様式（附則第一条の四関係）

令和3年1月1日 利尻富士町 殿	提出日	整理番号	
住所 〒097-0101 北海道利尻郡利尻富士町 鴛泊字富士野〇丁目〇番地	フリガナ	リシリ フジコ	
	氏名	利尻 富士子	
	個人番号	〇 × × △ × 〇 □ △ □ × 〇 〇	
電話番号	0163-〇×-〇×△□	性別	男 女
		生年月日	明・大 昭・平 40・11・7

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

あなたが支出した地方団体に対する寄附金について、地方税法附則第7条第1項（第8項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

- (注1) 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。
- (注2) 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に該当する場合にあつては、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

利尻富士町へのご寄付の年月日と金額

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
令和3年10月16日	10,000円

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみとする場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

確定申告を行う必要がなく、寄附金税額控除以外の住民税申告を行う必要がない場合に限り、チェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である	<input type="checkbox"/>
--------------------------------------	--------------------------

(注) 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。

- (1) 地方団体に対する寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条（第1項ただし書を除く。）の規定の適用を受ける者
- (2) 地方団体に対する寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出）

寄附をする自治体が、1年間で5団体以内であると見込まれる場合に限りチェックしてください。

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である	<input type="checkbox"/>
-------------------------------------	--------------------------

(注) 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う地方団体の長が5以下であると見込まれる者をいいます。

- * 複数の自治体へ寄附をし『ワンストップ特例（寄附金税額控除に係る申告特例申請）【以下「特例申請」と記述】』の適用を受ける場合は、寄附をするそれぞれ（5団体以内）の自治体へ「特例申請」をする必要があります。
- * 5団体を超える自治体に特例申請を行った場合は、全ての特例申請が無効となりますので、確定申告を行ってください。
- * 「特例申請」をした後に、確定申告が必要になった場合は、確定申告が優先となり「特例申請」は無効となりますので、確定申告等税務申告の際に寄附金の税額控除申請についても忘れずに行ってください。
- * この制度は令和3年1月1日から12月31日までの間の寄附が対象です。
- * 「特例申請」後に住所変更された場合は寄付した翌年の1月10日までに変更届の提出が必要ですので必要事項記入のうえ自治体へ提出願います。